



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成24年12月27日

担	大阪労働局労働基準部
当	電 話 06-6949-6496

特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

大阪労働局（局長 森岡雅人）は、平成24年12月27日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である巴産業株式会社（代表取締役 前田徹男）の車両系建設機械の特定自主検査業務について労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、同検査業者の車両系建設機械（基礎工事用機械）及び車両系建設機械（締固め用機械）に係る特定自主検査業務について6月間業務停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

巴産業 株式会社 代表取締役：前田徹男
所在地：大阪府摂津市鳥飼上4丁目6-40
登録番号：大阪労働局長 大 - 4 4

2 処分の内容

労働安全衛生法に基づき登録を受けた車両系建設機械（基礎工事用機械）及び車両系建設機械（締固め用機械）の特定自主検査の業務を平成24年12月27日から平成25年6月26日までの間、停止すること。

3 処分を行った日

平成24年12月27日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第54条の4、労働安全衛生法第54条の6第2項

5 処分の原因となった事実

平成19年4月23日に実施した車両系建設機械（基礎工事用機械）1台及び平成20年1月22日から平成23年6月18日までの間実施した車両系建設機械（締固め用機械）5台の特定自主検査について同検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。

関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（検査業者）

第54条の3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第2項から第5項まで 略）

第54条の4 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第54条の6

（第1項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第1号 略）

2. 第54条の4の規定に違反したとき。

（第3号 略）